総務常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第 150 号　令和２年度八戸市一般会計補正予算

〇歳出

款	項	摘　　要
第１条の歳出中		
１款　議会費	全部	
２款　総務費	１項　総務管理費	１目17節、３目24節社会福祉基金積立金、防災対策基金積立金、都市緑化基金積立金、貿易振興基金積立金、こども未来基金積立金、４目、５目、９目、13目を除く
	２項　徴税費	
	４項　選挙費	
	～	
	６項　監査委員費	
12款　公債費	全部	
７款　商工費	１項　商工費	９目
10款　教育費	全部	
第２条　繰越明許費中		
10款　教育費	全部	
第３条　債務負担行為の補正		課税入力業務委託料

〇歳入　第１条中の歳入予算の補正及び第４条地方債の補正

議案第 165 号　　八戸市立集会場条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 166 号　　八戸市文化教養センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 157 号　　令和２年度八戸市学校給食特別会計補正予算

● 陳情審査

令和２年陳情第５号　学校給食の無償化を求める陳情

［総務協議会］
〇　所管事項の報告について
　１　市税のスマホ収納の導入について
　２　市立下長中学校防音機能復旧温度保持換気設備工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について

総務常任委員会 令和２年12月10日 まちづくり文化スポーツ部 まちづくり文化推進室

八戸市立集会場条例の一部を改正する条例の制定について

１　改正理由

延長使用時における上限時間及び使用料の見直し並びに開場時刻の変更に伴う所要の改正をするとともに、使用料の還付等に係る規定の整備するためのもの。

２　改正内容

①　延長使用時における上限時間及び使用料の見直し

使用可能時間を超過する場合に限り認めていた延長を、会場準備等のため使用可能時間を繰り上げて使用する場合についても認めることとし、使用料をそれぞれの規定使用料の１時間当たりの額の100分の150に相当する額とするもの。

②　開場時刻の変更に伴う所要の改正

「使用期間及び開場時間」の規定を規則に移行し、開場時間「午前８時30分から」を「午前９時から」に変更するとともに、使用料を定める条例別表の時間区分をこれにあわせ変更するもの。

③　使用料の還付規定の整備

還付する場合の各号規定を規則に移行し、「災害その他不可抗力により使用できなくなったとき、その他市長が特別の理由があると認めるとき」とするもの。

④　使用料の規定の整備

「使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない」の規定を加えるもの。

⑤　実費徴収規定の削除

参集者の整理及び案内、場内準備、清掃等のための要員の配置と使用者からの実費徴収に係る規定を削除するもの。

３　施行期日

令和３年４月１日

４　経過措置

施行日以後の使用であって条例公布の際既に許可を受けているものに係る使用料については、従前の例によるものとする。

○総務常任委員会付託

番　　号	令和２年陳情第５号	受理年月日	令和２年11月30日
件　　名	学校給食の無償化を求める陳情		
提 出 者	青森市橋本１丁目２-25　青森県教職員組合内 学校給食無料化をめざす青森市民の会 和田　力		
紹介議員			

要　　旨

陳情の趣旨

貧困と格差が広がる中、就学援助制度の切下げや消費税の増税などが追い打ちをかけています。さらに新型コロナウイルスの影響で、経済的に困難な家庭が増大しています。国による新型コロナウイルス補助金を使い、学校給食費の無償化を実施している自治体も数多くあります。

給食費に関わる文科省の調査結果からも、全額または一部補助をする自治体が年を追うごとに増えていることが明らかになりました。青森県内の自治体40市町村の中で、給食費無料化の自治体は８市町村に、補助をしている自治体を含めると21市町村になりました。しかし、財政力による自治体間格差が大きくなっている点も鮮明になっています。

子どもの食をめぐる状況は、成長、発達の重要な時期にもかかわらず、栄養素摂取の偏り、朝食の欠食、肥満や痩せの増加など、問題は多様化、深刻化してきています。

地域を理解することや食文化の継承、自然の恵みなどを理解する上で、食は重要な教材です。学校給食は、食教育の生きた教材、食の教科書として、学校教育法でも教育活動の一環に位置づけられています。

公教育の機会均等の立場からも、居住する地域によって教育費負担に著しい格差を生じさせることなく、全ての小中学校で学校給食を実施し、給食費を無料にすることが求められています。

子どもたちの健全な食生活の確立のために食育が重要な役割を果たすことを踏まえ、子どもたち自身が食べる喜びと生きる力を身につけ、子どもたちの健やかな発達を保証するためにも、国の責任による給食費の無償化が強く求められています。

以上の趣旨に沿って、下記について、国に対する意見書を採択してください。

陳情項目

・　国の責任で、給食費の無償化を求める意見書を採択し、国会及び政府に送付すること。

総務常任委員会資料
令和２年12月10日
学　校　教　育　課

学校給食の無償化について

１．学校給食の費用負担の法的位置づけ

学校給食法及び同法施行令等に基づき学校給食にかかる費用負担については、施設・設備に要する経費、人件費等については、学校設置者が負担、それ以外の食材料費については、児童・生徒の保護者が負担と規定されている。

<table>
<tr><th>経費区分</th><th>負担区分</th><th>法的根拠</th><th>内訳</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>施設設備費</td><td rowspan="3">学校設置者</td><td>学校給食法
第11条第1項</td><td>学校給食実施のための施設設備費</td><td>公債費
（施設設備の整備に要する経費負担分）</td></tr>
<tr><td>修繕費、維持管理費等</td><td>学校給食法
第11条第1項
同法施行令
第2条第2号</td><td>学校給食設備の修繕費、維持管理費等</td><td rowspan="2">給食センター管理費
（管理運営に要する経費負担分）</td></tr>
<tr><td>人件費等</td><td>学校給食法
第11条第1項
同法施行令
第2条第1号</td><td>学校給食に従事する職員に要する給与、人件費等</td></tr>
<tr><td>食材料費</td><td>保護者</td><td>学校給食法
第11条第2項</td><td>主食・副食・牛乳等の食材料費</td><td>学校給食費
（食材料の実費負担分）</td></tr>
</table>

２．当市の給食費負担の状況

○八戸市給食実施に係る費用内訳（H30決算数値）

項　目	金額(千円)	割合(%)
施設設備費、修繕費、維持管理費、人件費等 (食材料費以外の経費)	907,817	48.5
食材料費	962,802	51.5
合計額	1,870,619	100.0

○保護者の負担額(食材料の実費負担額)

１食あたり：小学校　260円（年額約5万円）

１食あたり：中学校　315円（年額約6万円）

※年間給食提供日数：約190日

３．全国における学校給食無償化状況

文部科学省【平成30年7月公表：学校給食無償化状況調査】

○1,740自治体のうち、学校給食費の無償化を実施する自治体

	無償化の実施状況	自治体数	割合
①	小学校・中学校とも無償化を実施※	76	4.4%
②	小学校のみ無償化を実施	4	0.2%
③	中学校のみ無償化を実施	2	0.1%

※①小学校・中学校とも無償化を実施している自治体のうち、93.4%が町村であり、
人口１万人未満の自治体が56自治体（73.7%）を占める

○1,740自治体のうち、一部無償化を実施する自治体

	一部無償化の実施状況	自治体数	割合
①	第２子以降は無償	7	0.4%
②	第３子以降は無償 （かつ第１子及び第２子は一部補助、第３子以降とひとり親家庭は無償など）	91	5.2%
③	第４子以降は無償 （第４子以降は無償、かつ、第１子から第３子は段階的に一部補助など）	6	0.3%
④	その他 （特定学年の児童生徒は無償（例：小６及び中３など）	15	0.9%

※延べ数

○一部補助の状況

学校給食費又は食材購入費の一部を自治体が補助：311自治体（17.8%）

・全児童生徒について一部補助
・第２子又は第３子以降は一部補助
・４月分の給食費は無償　・・・・・など
※複数項目に該当する自治体が一部あるため、自治体の合計数は述べ数

４．青森県内自治体の状況（県スポーツ健康課聞き取り）

○無償化自治体（８市町村）

五所川原市、今別町、七戸町、東北町、おいらせ町、南部町、六ケ所村、新郷村

○一部補助自治体（６町村）

平内町、外ヶ浜町、野辺地町、横浜町、蓬田村、西目屋村

※その他、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した一時的な給食費の無償化を行っている自治体あり

総務協議会資料
令和2年12月10日
財政部　収納課

市税のスマホ収納の導入について

１．目　　的

スマホアプリによる電子決済が普及している状況に加え、新型コロナウイルス感染症対策として効果的であることから、市税におけるスマホ収納を導入し、納税者の利便性向上を図る。

・キャッシュレス社会への対応（デジタル化）

・国が勧める「新しい生活様式」への対応（新型コロナウイルス感染拡大防止）

２．概　　要

(1) 利用できるスマホ収納アプリ

① ＰａｙＰａｙ 請求書払い　② ＬＩＮＥ Ｐａｙ 請求書支払い　③ ＰａｙＢ

④ 支払秘書

※ スマホ収納とは、コンビニ収納で利用している納付書のバーコード情報をスマホアプリで読み取り、銀行口座からの現金払いや電子マネー払いにより、収納処理を行う方法（クレジットカード払い除く）

(2) 対象税目（コンビニ収納と同じ）

① 市県民税（普通徴収）　② 固定資産税　③ 軽自動車税（種別割）

④ 国民健康保険税（普通徴収）

(3) 利用できる納付書（コンビニ収納と同じ）

・１枚あたりの金額が３０万円を超えないもの

・バーコードが印字されているもの

・バーコードの取扱期限が過ぎていないもの

(4) 利用手数料

・納付にかかる手数料は、無料（通信料は、利用者負担）

３．利用開始日

・令和３年２月１日（月）

４．周知方法

・広報はちのへ、ホームページへの掲載

・納付書発送時に、スマホ収納の案内チラシを同封

総務協議会資料
令和２年12月10日
教育委員会教育総務課

市立下長中学校防音機能復旧温度保持換気設備工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について

１．工事の名称

市立下長中学校防音機能復旧温度保持換気設備工事

２．契約者

葵・西浦特定建設工事共同企業体

３．変更の内容

・金額	変更前	176,566,500円
	変更後	177,078,000円
	増　額	511,500円

４．主な変更理由

従来の暖房機の付属設備の撤去・移設が追加となったため。

５．専決処分年月日

令和２年12月２日